

信濃町行財政改革プラン

「自立に向けた
町民協働のまちづくり」を目指して

信 濃 町
平成 17 年 11 月

目 次 -----

「行財政改革プラン」策定の背景	1
信濃町の財政状況は「まったの許されない」状況です	2
1 平成 17 年度普通会計予算の状況	2
2 決算から見た歳入構造	3
3 決算から見た歳出構造（性質別）	3
4 今後の町財政の収支見通し	4
5 今のまま推移した場合の姿	5
信濃町の財政をこうやって立て直します	6
1 行財政改革を断行し、この姿を目指します	6
2 行財政改革の必要性	7
3 歳出削減に向けた具体的な取組み	7
・人件費の削減について	
・物件費の削減について	
・扶助費等の削減について	
・補助金・負担金の削減について	
・建設事業費の削減について	
・その他	
・用語解説	
4 歳入確保に向けた具体的な取組み	12
・町税の確保について	
・使用料・手数料の確保について	
・財産収入の確保について	
・その他収入の確保について	
信濃町の自立に向けた住民協働のまちづくりを進めます	15
1 行財政改革プランの取組方針	15
2 組織風土の改革	15
3 町民協働のまちづくり	16
4 小学校・保育所のあり方の検討	17
信濃町の自立のために国・県に制度改正を求めます	17

「信濃町行財政改革プラン」策定の背景

町では、平成 14 年に「明日の信濃町について」と題して住民懇談会を行い、翌年の平成 15 年には、合併問題の住民懇談会を実施し、合併問題、町の将来を住民の皆様と一緒に考え、また、信濃町の自立を問う住民アンケートを行いました。

アンケートの結果は、合併に賛成が 16.9%の 1,203 名、自立に賛成が 55.5%の 3,948 名となりました。また、第 339 回町議会においても、「自立すべき」との提言がなされ、町としては、町民の皆様の考えや議会の判断を受け、平成 15 年 9 月 22 日に自立表明を行いました。

そして今日、人口の減少、少子高齢化、商工、観光等の地域産業の活性化の問題等の課題があるなか、自立に向けた住民協働のまちづくりを進めています。

しかしながら、町行政を取り巻く環境は厳しく、昨年、「三位一体改革」(1、P11 参照)とされる地方自治体の行財政の運営に対する国の方針の全体像が示されましたが、その中身は、国の財政難を地方に転嫁するような内容であり、町の財源の多くを占める地方交付税 (2) 補助金負担金等が削減され、今後も地方交付税等の大幅な増加は見込めない内容でした。

町の財政が今後さらに厳しくなることは、当町のみならず全国の市町村において同様であります。特に、人口規模の小さい市町村ほど財政への影響が大きくなる傾向があります。

町の行財政改革については、昭和 61 年 3 月に「信濃町行政改革大綱」を策定して以来、継続的に取り組み、現在は、平成 14 年 3 月に策定した行政改革大綱に基づき、平成 14 年から 18 年度までの間に、事務事業の見直し、組織・機構の見直し、定員管理・給与の適正化の推進、経費の削減と財政の健全化等について実施してきています。

具体的には、町長、助役、収入役及び教育長の報酬を削減するとともに、管理職手当の削減、各種手当の廃止・削減、委員報酬の見直しを実施しています。また、平成 16 年度には団体補助の原則 10% 削減を実施しました。

さらに、職員数については、事務の合理化・簡素化を進め、退職者の補充について抑制を行い、人件費の削減に努めています。

これらの行財政改革に加え、消耗品や光熱水費などの義務的経費についても、毎年、経費削減に努めています。



先行きが不透明で厳しい財政状況のもと、町の行財政を持続的に経営し、町民の皆様が主役の「活力ある信濃町」を目指し、町政の運営について聖域なき見直しを行う「信濃町行財政改革プラン」を策定し、自助 共助 公助のあるべき町の未来に向けて、町が本来やるべきことは何なのか、町の未来のために何を選択するのか町民の皆様と共に考え、町民協働のまちづくりを進めます。

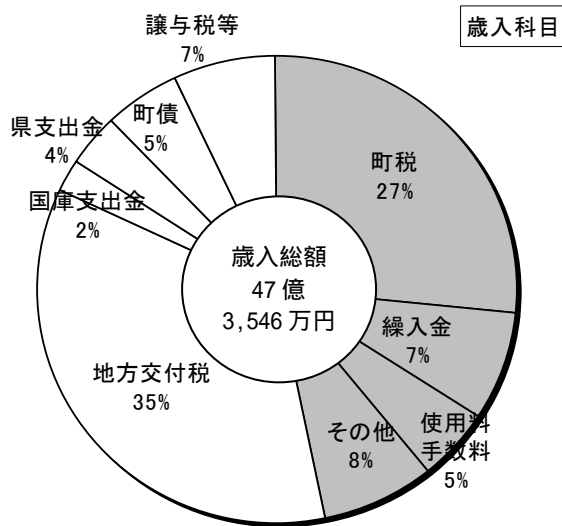
信濃町の財政状況は「まったの許されない」状況です

平成 17 年度普通会計予算の状況

平成 17 年度の普通会計の予算は、47 億 3,546 万円と、厳しい財政状況を反映し、前年当初予算に比べ 4 億 792 万円 (7.9%) を減額しました。

この予算の中で、基金の繰り入れを含め、町税、使用料・手数料等の自主財源は、22 億 1,000 万円と全体の 46.7% で、地方交付税、国庫支出金等の依存財源が 25 億 2,545 万円と 53.3% であり、収入の半分以上が国、県の支出に依存した財政運営です。

【町の収入の内訳です】

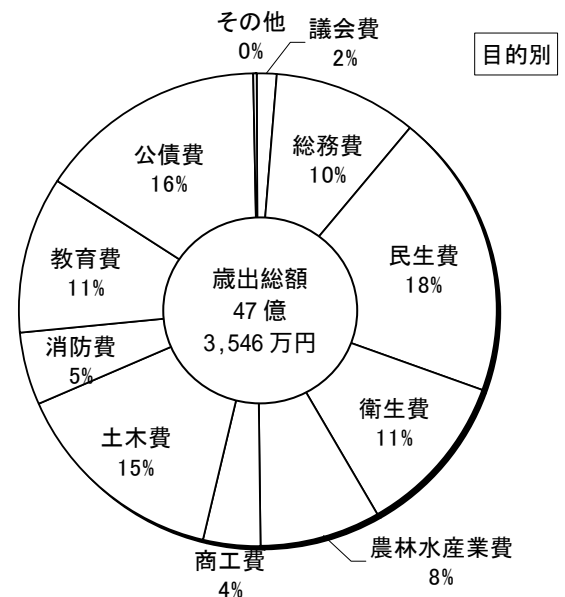
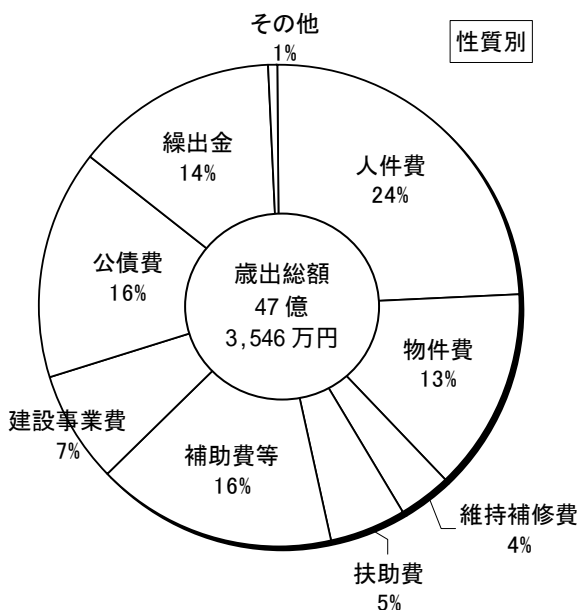


< 収入 > < 支出 > (単位: 億円)

町税	12.6	人件費	11.6
繰入金	3.5	物件費	6.3
使用料・手数料	1.9	維持補修費	1.7
その他	4.1	扶助費	2.3
地方交付税	16.7	補助費等	7.7
町債	2.5	建設事業費	3.5
国庫支出金	1.1	公債費	7.4
県支出金	1.7	繰出金	6.7
譲与税等	3.3	その他	0.2

* 網掛け部分が町の自主財源です。

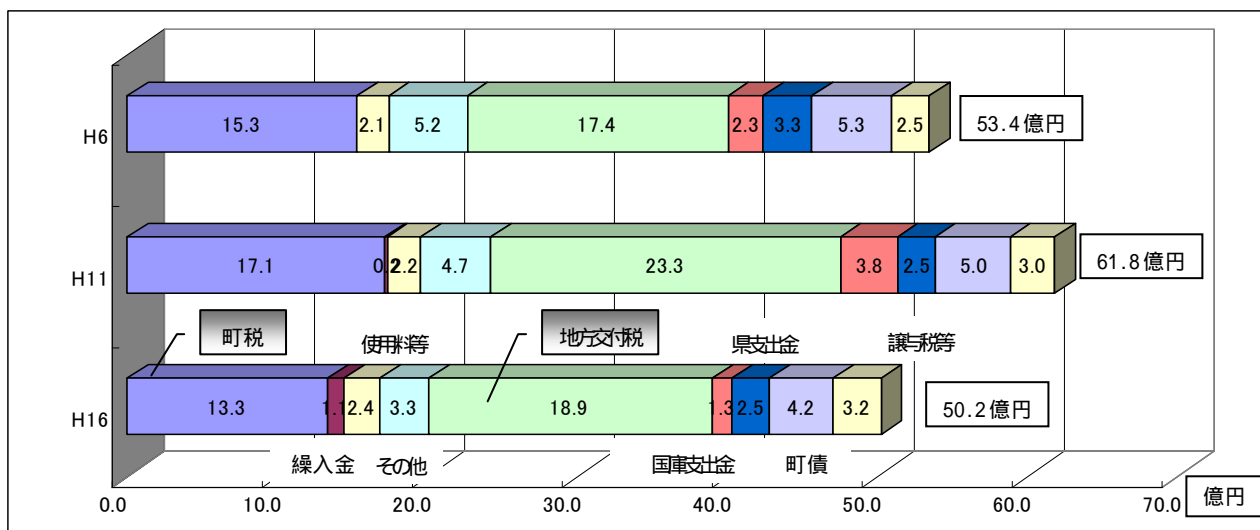
【町の支出の内訳です】



決算から見た歳入構造

町の自らの収入源である町税は、平成 11 年度は 17 億円を超えましたが、経済情勢を反映し、平成 16 年度は 13 億円余と 4 億円近く減額となっています。

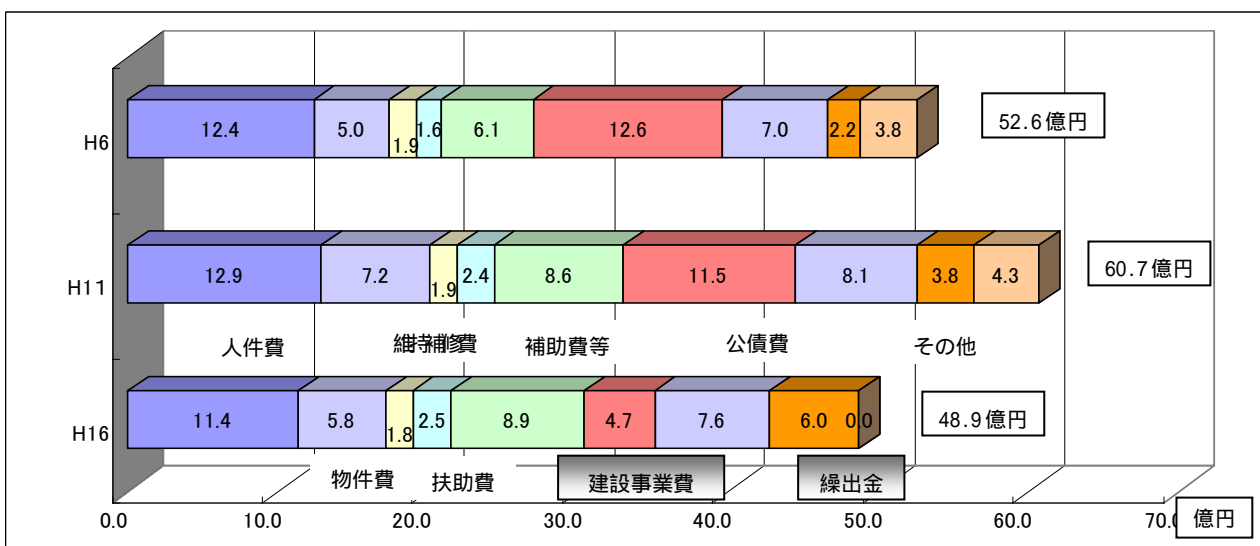
また、地方交付税については、平成 11 年度は 23 億円を超えましたが、国の三位一体改革による見直しが行われ、平成 16 年度は 19 億円弱と 4 億円を超える減額となっています。



決算から見た歳出構造（性質別）

町の支出の決算額では、普通建設事業費が大きく落ち込み、平成 6 年度は 12 億 6 千万円弱の支出から平成 16 年度は 4 億 7 千万円余と当時の 4 割以下となり、ハード事業に多額の投資を行った時期とは異なり、厳しい歳出構造となっています。

一方、繰出金は、平成 16 年度は 6 億円余と平成 6 年度の 3 倍近いものとなり、その中身は、下水道整備や農業集落排水事業に要する費用への繰出しの増加が大きな原因です。



今後の町財政の収支見直し

今から2年前、平成15年に町財政の将来についてのシミュレーションを行いました。その際には、平成25年までは厳しい財政が続くが、平成26年からは歳入と歳出が均衡する内容でした。

その後、町の収入に大きく影響を及ぼす「三位一体改革」が進められ、平成16年11月24日に全体像が示されましたが、この内容は国と地方のシステム全体をスリムにし、より効率的で住民が望む行政運営に転換することを目指すもので、まず、国の財政再建が優先され、地方への財政負担の増加が懸念されるものでした。

そこで、前回シミュレーションから2年が経過していること、「三位一体改革」が示されたことから、今後の歳入・歳出見込みを再度見直し、今後の町の財政状況を推計し、町の自立のためにどうすべきか検討する必要があります。

シミュレーションの対象は、一般会計、古海診療所、野尻湖ナウマンゾウ博物館及び黒姫童話館特別会計を含めた普通会計で、下水道事業会計、病院事業会計などは含まれていません。

収支見直しの前提条件について

収支見直しは現行の制度や予測可能な内容で、歳入・歳出の各項目について条件を設定し行いました。

【歳入】

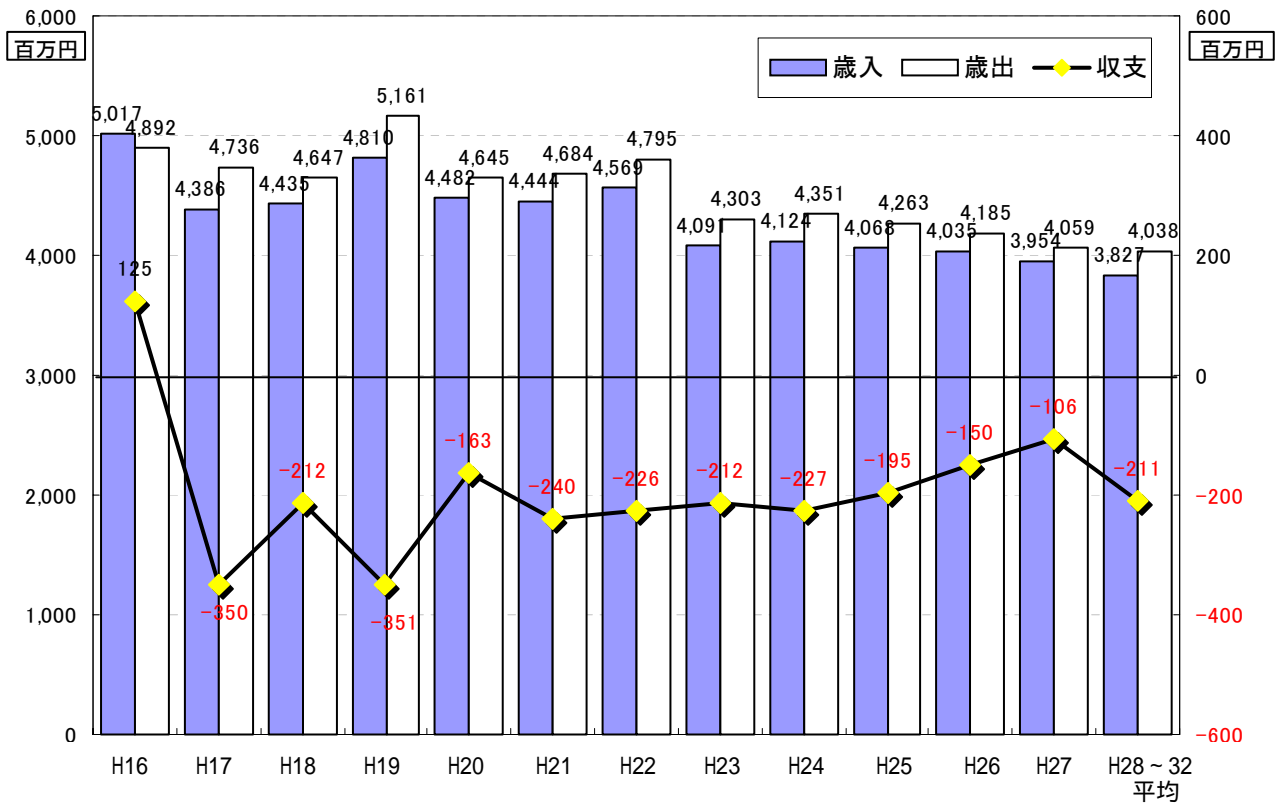
項 目	前 提 条 件
町 税	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税は、将来の人口推計、過去5年間の増減率及び徴収率に基づき推計 ・三位一体改革による税源移譲、所得税法の一部改正による個人住民税について、改正内容等を反映し推計
地 方 交 付 税	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度で推計 ・平成19年の交付額は、臨時財政対策債（3）を合わせた額
国 県 支 出 金	<ul style="list-style-type: none"> ・今後計画している普通建設事業の中長期計画に基づき推計 ・社会福祉関係等の補助負担金は事業費の増減率で推計
町 債	<ul style="list-style-type: none"> ・今後計画している普通建設事業の中長期計画に基づき推計 ・臨時財政対策債は、平成19年以降、計上せず、減税補てん債（4）は、個人住民税所得割額の定率減税の縮減分の増収分を控除した額で推計
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料及び手数料は、現行内容で推計 ・その他は、過去の増減率の平均値等により推計

【歳出】

項 目	前 提 条 件
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数は、行政改革大綱（平成14年から18年）に基づき人員削減を行い、平成20年以降、118名体制（現行122名）とし、平成17年の人事院勧告を反映させた給与制度で推計
扶助費（5）	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の扶助費の伸び率、年齢構成等を考慮し、平成24年度までは5%増とし、平成25年以降は同額で推計
公債費（6）	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の借入分及び今後借入見込分は、起債元利償還表（償還計画）に基づき推計
普通建設	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年までは実施計画（平成17～平成19）に基づき推計 ・平成20年以降は、必要とされる事業（中長期的）で推計
物件費・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・物件費は、平成18以降は、対前年比で推計 ・その他は、現行の水準で推計

今のまま推移した場合の姿

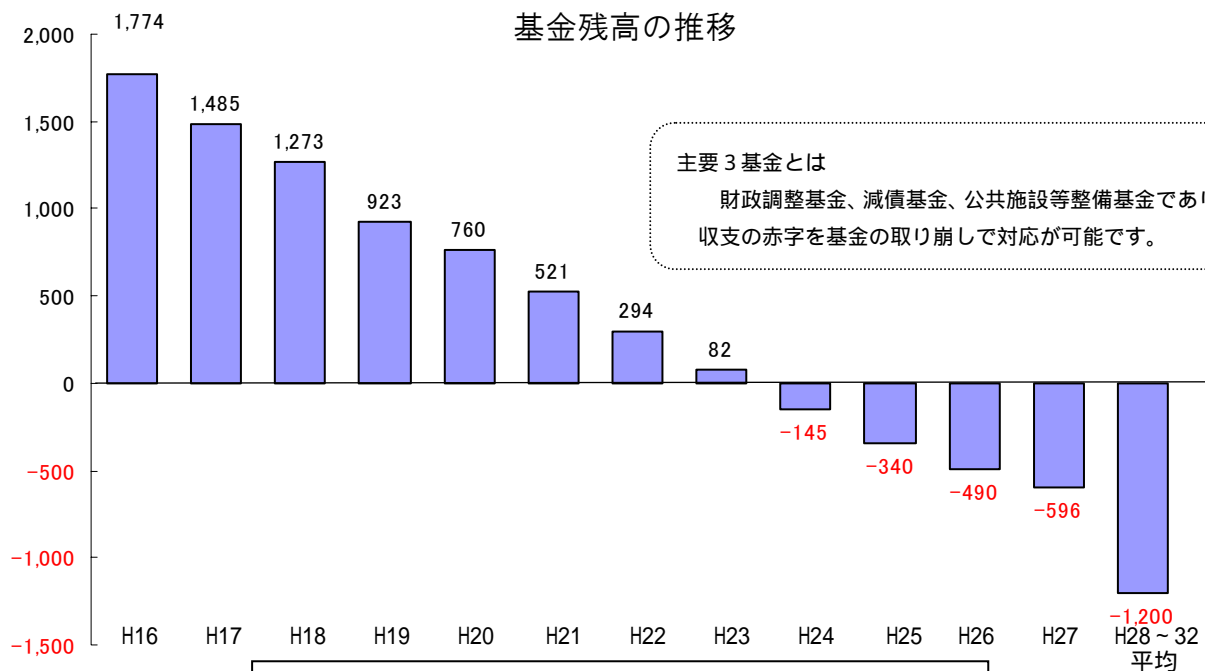
歳入歳出の推移



(注) 平成 16 年度の収支見込の数値は、1 億 1,300 万円の基金からの繰り入れを行っているものです。

収支バランスが逆転したままの財政運営となります

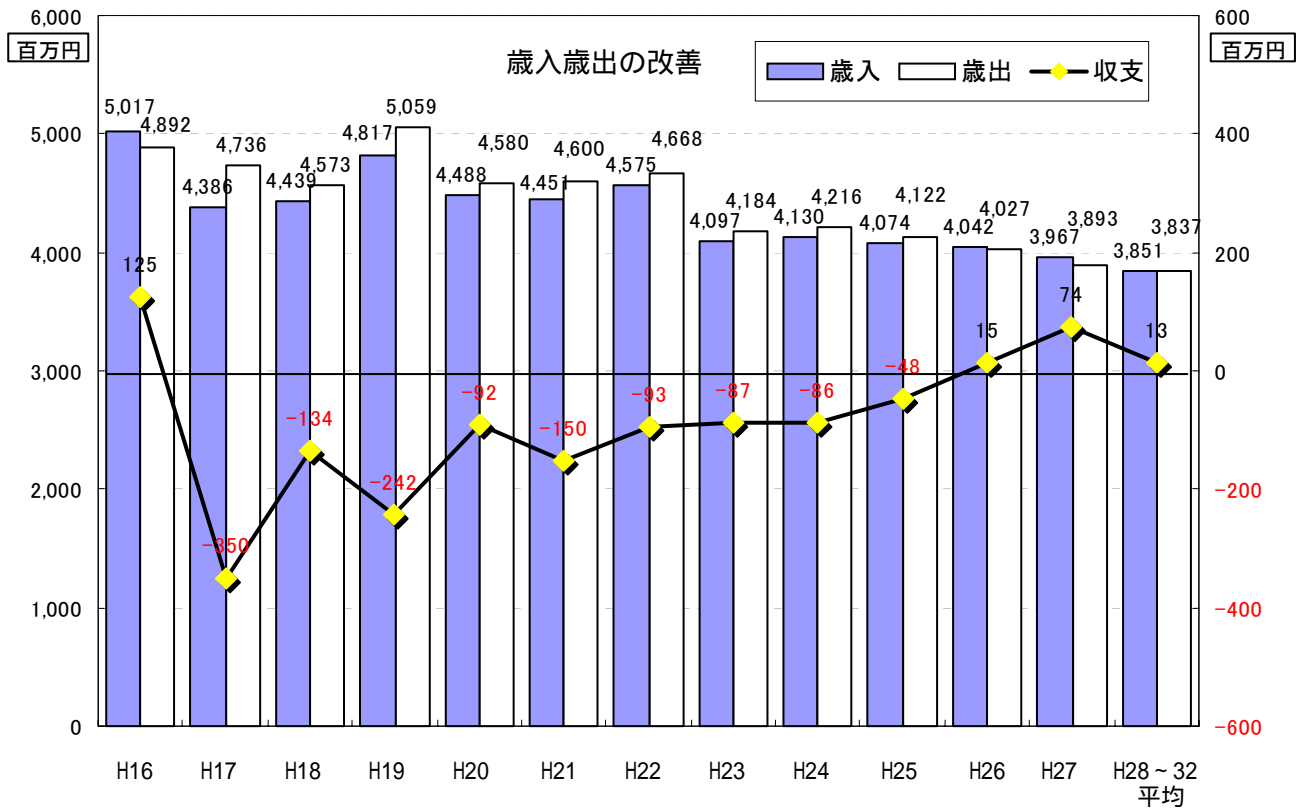
基金残高の推移



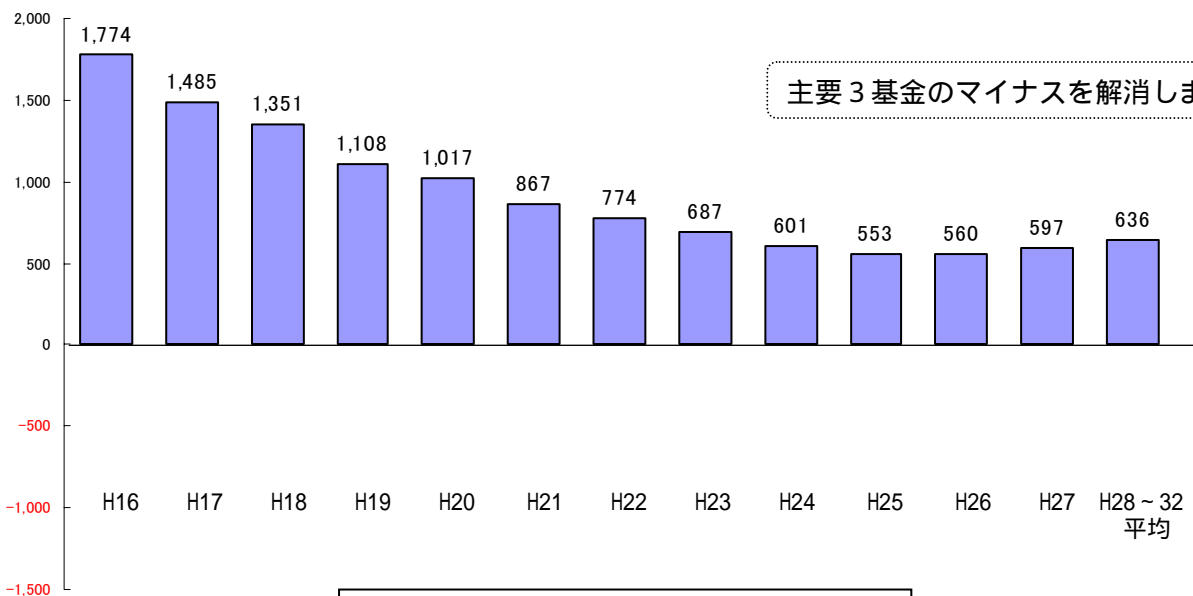
主要 3 基金が平成 24 年度にはなくなってしまう

Ⅲ 信濃町の財政をこうやって立て直します

行財政改革を断行し、この姿を目指します



H26年以降の単年度収支を均衡させます



緊急の場合に必要な基金を確保します

行財政改革の必要性

国は、平成 16 年 11 月末に「三位一体改革」の全体像を示したものの、税源移譲の方法や地方交付税の改革が明確になっていないため、三位一体化改革による町財政への影響額は不透明ですが、町では今後、下水道の整備、小学校の適正配置、オフトーク施設の見直し等の課題もありますが、現時点での財政シミュレーションでは、今後、歳出が歳入を上回る状況が続き、歳出超過分を基金の取り崩しで対応しても、平成 24 年度には基金がなくなってしまう大変厳しい状況であり、健全な行財政運営を構築していくためには行財政改革をより一層進めていくことが町の緊急課題となっています。

* 歳出削減及び歳入確保のための方策は、今後 15 年後の平成 32 年までの間に生ずるであろう収支マイナスを解消し、災害その他特発的な事態に対応でき、また、町の財政情勢の変動に対応でき得るよう、基金を維持し、単年度収支が均衡するような行財政改革を目指します。

歳出削減に向けた具体的な取組み

【合計削減目標額：65,000～207,900 千円】

1 人件費の削減について

【削減目標額：13,700～145,600 千円】

(1) 特別職の給与の削減（削減目標額：1,800 千円）

- ・町長、助役、収入役、教育長については、引き続き、給与の削減を行います。

現行削減額 2,100 千円、追加削減額 600 千円

【町長 10% 12%、助役 8% 10%、収入役 5% 7%、教育長 4% 6%】

- ・委員会、審議会等の委員定数について 20%の削減を基本とし、委員の任期等を考慮しながら改選期からの削減を行います。 100 千円
- ・月額で報酬が支給される委員について、報酬の 5%の削減を行います。 1,100 千円

(2) 議員報酬の削減（削減目標額：1,300 千円）

議員報酬については、議長 6%、副議長 5%、議会運営委員長・常任委員長 4%、議員 3%の削減をそれぞれ行います。

(3) 一般職の職員の給与及び管理職手当の削減（削減目標額：11,900 千円）

職員の給料について、人事院勧告に準じた 4.8%削減を行い、町独自に給料月額 2%の削減を行います。 10,500 千円

また、管理職手当の支給率（8%）についても現行の 2%削減から、さらに 2%を加え、4%に削減します。 現行削減額 1,400 千円、追加削減額 1,400 千円

(4) 職員数の削減（削減目標額：14,400～130,300 千円）

事務の効率化や組織の見直しを行いながら、退職者 3 名につき 1 名の採用を基準とし、一般職を 10 年後の平成 27 年には、現行の 122 名から 95 名体制とします。

(5) 嘱託職員の報酬及び臨時職員の賃金の削減（削減目標額：12,600 千円）

嘱託職員（19 名）の報酬及び臨時職員（98 名）の賃金について、支給基準の適正化を図り、支給額の削減を図ります。

(6) 特殊勤務手当の見直し及び時間外勤務手当の縮減（削減目標額：900 千円）

特殊勤務手当の見直しを図り、時間外勤務手当については、5%削減を行います。

(7) その他

早期退職者制度の活用により人件費の抑制を図るよう検討します。

職員数の削減以外は、平成 18 年度から実施

人件費削減を断行するため、職員数をおよそ4人のうち1人を減らすことになり、町民の皆様にも今までどおりの対応ができなくなる可能性はありませんか。



- ・職員数の削減に応じた役場の組織の見直しを行い、町民の皆様にご迷惑をかけないよう削減に努めます。具体的には、
現在も、課を統合する大課制への見直しを行っていますが、さらに大課制への検討をします。
課を超えたプロジェクトを活用して、町の課題に対応します。
- ・自助 共助 公助の考え方により、真に町が行わなければならない事業についての検討を行い、町民の皆様の協力のもと、各家庭でやっていただくこと、地域でやっていただくこと、協働でやっていただくことの住み分けを検討していきます。

2 物件費の削減について

【削減目標額：24,200千円】

事務処理のあり方を大胆に見直し、消耗品費、光熱水費、印刷製本費や様々な業務の委託料などの物件費について、全体で5%の削減を図り、さらに削減に努めます。

平成18年度から実施

物件費の削減は、具体的に町での生活にどのように影響しますか。



- ・物件費の内容は様々で、町の施設の光熱水費、印刷製本費、消耗品費などの事務を行う上での必要な経費や老人福祉、保健衛生、農地に関する町の業務のうち委託に要する経費、オフトークのリース料等があります。
- ・役場での事務に必要なものと、町民の皆様にご迷惑が及ぶものがあります。
- ・今回の改革の内容は、全事業について、一律の5%カットではなく、事業の必要性を検討し、必要な事業には事業費をしっかりと確保し、物件費の全体で5%削減となるよう、見直します。

3 扶助費等の削減について

【削減目標額：2,000～3,200千円】

町の単独事業についてのあり方を見直し、今日的な観点から対象者の適正化を図り、低所得者世帯を考慮しつつ、真に必要な福祉サービスに努めます。

- (1) 行路・浮浪者扶助費等：廃止します。(削減目標額：150千円)
- (2) 特定疾患通院：支給基準を見直し、低所得者世帯を考慮しつつ、真に必要な者への支給とします。(削減目標額：200千円)
- (3) 重度障害者介護慰労金：支給額について、段階的に見直し、平成18年度は50,000円、平成19年度は40,000円、平成20年度以降は30,000円とします。(削減目標額：100～300千円)
- (4) 母子父子家庭児童福祉手当・年金：低所得者世帯を考慮しつつ、支給方法を見直します。
(削減目標額：1,000千円)
- (5) 重度要介護高齢者介護慰労金：支給額について、段階的に見直し、平成18年度は50,000円、平成19年度は40,000円、平成20年度以降は30,000円とします。
(削減目標額：500～1,500千円)
- (6) 高齢保養施設利用：廃止します。(削減目標額：80千円)
平成18年度から実施

【その他】

- ・低所得者世帯を考慮しつつ、国保世帯主療養費の9割給付を見直します。

福祉サービスの低下となり、町民に行財政改革のしわ寄せがくるのではないですか。



- ・今回の見直しは、国や県からの補助等がある事業ではなく、町が単独で行っているものであります。削減内容は、低所得者世帯を考慮し、真に必要な世帯へのサービスを行い、町民の皆様にご協力を求めるものであります。
- ・これからの地域社会において、町民の皆様との協働を進めながら、地域で支える福祉を進めます。

4 補助金・負担金の削減について

【削減目標額：3,800千円】

- (1) 各種団体補助、大会補助の削減(削減目標額：3,300千円)
各種団体に対する補助や大会に対する補助のあり方を見直すとともに、それぞれ10%の削減を図ります。
- (2) 上記以外の補助金等の削減(削減目標額：500千円)
各種協議会等に対する負担金について、あり方を見直し協議会からの脱会を行うなど、様々な事業について個別に検討し、経費削減を図ります。
平成18年度から実施

補助金・負担金の削減は、具体的に町での生活にどのように影響しますか。



・各種団体に対する補助や大会に対する補助については、現行の補助の必要性を検討するとともに、一定額の削減について、各種団体や各種大会の主催者に協力を求めています。

5 建設事業費の削減について

【削減目標額：6,900～42,800千円】

第4次長期振興計画、後期基本計画、実施計画に位置づけられている事業を基本とし、実施に当たっては、事業の効率化を行い、全体で5%の削減を図ります。

具体的には、道路維持工事、道路改良工事、消防設備に係る経費、小中学校の施設整備費、各種町有施設の整備費等の事業が対象になります。

平成18年度から実施

事業費の一律の削減では、優先順位の高い事業の事業費が抑えられ、事業の実施に問題はありますか。



・事業実施については、事業の評価・効果の検証を行いながら、縮小、統合、廃止を検討する一方、事業の拡大も含め検討していきます。
・全事業について、一律の5%カットではなく、事業の優先度を考慮し、必要な事業には事業費をしっかりと確保し、普通建設費の全体で5%削減となるよう、事業を選択し集中して実施します。

6 その他

(1) 町所有施設の管理のあり方の研究

町が所有する施設の管理のあり方について、町民へのサービス向上を図りながら、経費削減策を広く検討し、民間活力を活用した指定管理者制度等（7）の導入について検討を進めます。

（町有施設例） 野尻湖ナウマンゾウ博物館、黒姫童話館、一茶記念館、ふれあい広場内の各種施設、給食センター等

(2) 業務委託の活用

事務事業について、効率化を求めるとともに、指定管理者制度の導入の検討のほかにも、業務の外部委託の活用について検討を進めます。

(3) 各種団体事務の見直し

各種団体の事務を職員が行っているものについて、町の組織のスリム化の検討とあわせて、その事務を団体自身で行っていただくよう見直しを行います。

用語解説

※1 三位一体改革

地方の財政が大幅な財源不足の状況にある中で、地方分権をさらに進めるために、「地方にできることは地方に委ねる」との原則の下、歳入・歳出の両面において、地方の自由度を高め、地域の真の自立を図るため、「国庫補助金の削減」、「税源移譲」、「地方交付税の見直し」を同時に進めるもの。

※2 地方交付税

市町村間における税収等の収入の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや道路等の基本的な社会資本が提供できるように財源を調整し保障しようとするもの。

※3 臨時財政対策債

平成13年度から平成18年度までの間に限り、町税、地方交付税等の財源の不足に対処するため、町が発行する地方債で、その元利償還金相当額が地方交付税の対象になる。

※4 減税補てん債

平成6年度から実施された恒久的な減税及び平成15年度から実施された先行減税による地方公共団体の減収額を埋めるため、町が発行する地方債で、その元利償還金相当額が地方交付税の対象になる。

※5 扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などに基づき、社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障害者等に対してその生活を維持するために支出される経費。

※6 公債費

町が町債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金の償還及び利子の支払いに要する経費の合計額。

※7 指定管理者制度

町有施設の管理は、公社など公共的な団体にしか管理委託ができなかったものが、この制度の導入により、民間事業者をはじめNPO団体やボランティア団体などが、町有施設の管理を行うことが可能となりました。

1 町税収入の確保について

【確保目標額：3,000千円】

(1) 徴収率の向上に向けた取組み

町税、国民健康保険税などの徴収率の向上に向け努力します。

また、県との連携を図り徴収率の向上に努めます。

(2) 滞納整理の強化

滞納金については、差押等の滞納処分を行うなど、積極的に徴収していきます。

2 使用料及び手数料の確保について

【確保目標額：600～3,200千円】

(1) 一般廃棄物処理手数料の導入（確保目標額：2,600千円）

ごみ焼却による町内の自然環境への負荷を軽減し地球温暖化を防止し、また、ごみ処理に要する経費の一部を負担していただくため、一般廃棄物処理手数料を導入していきます。

処理手数料の額及び徴収方法等については、県内市町村の状況を考慮しつつ検討します。

平成 19 年から実施

(2) 家畜診療の手数料の引上げ、受精卵移植手数料の創設（確保目標額：400千円）

犬、猫の去勢・避妊手術の単価については、市場価格を考慮し、引き上げを、また、乳牛の受精卵移植の費用を新たに徴収します。

平成 18 年から実施

(3) 町有施設の積極的な活用による収入確保（確保目標額：200千円）

体育施設について、町民の皆様のご協力を得ながら、スポーツ合宿の夏期利用を促進するなど、収入確保に努めます。

各種施設等の利用時間の延長や利用者の利用実態を考慮した利用料金の設定を行い、収入確保に努めます。

平成 18 年から実施

【その他】

・ 各種施設における増収策の実施

野尻湖ナウマンゾウ博物館、黒姫童話館、一茶記念館、ふれあい広場内の各種施設等について、積極的に増収策を実施し、収入確保に努めます。

・ 町有施設の減免・免除規定の見直し等

町の各種施設について、町民の皆様等が使用する場合の減免等の取扱いを見直し、利用者負担の適正化について検討します。

また、使用料金や電灯等の光熱水費等の適正化について、経費の実態を調査し検討します。

一般廃棄物処理手数料の導入や町有施設の有料化は、町民負担の増加となり、「今すぐ
実施すべきではない」のではないのでしょうか。



- ・ 現行の処理手数料は、厨芥類（お勝手から出るゴミ）、紙オムツを排出する者からの申し込みによっていますが、このほかの可燃ゴミについては無料です。この可燃ゴミについては、多くの市町村で有料化されており、ゴミを多く出す者とそうでない者との不公平感を解消するためでもあります。今後、実施については、あらかじめ町民の皆様にも説明させていただきながら決めていきます。

（参 考）北部衛生センター（ゴミ処理施設）の経費について

- ・ 建設費 19 億 9 千万円（平成 9 年施設運転開始）
- ・ ゴミ処理経費（平成 16 年実績）

年間経費：建設費用の返済、施設維持費 2 億 8,305 万円

（信濃町、牟礼村、三水村の全体）

ゴミ 1 人当り処理経費：11,970 円

ゴミ 1 世帯当り処理経費：55,410 円

- ・ 町有施設における、町民の皆様からの使用料等の徴収については、施設の維持管理の一部であり、施設を使用しない町民の方との均衡上から、使用者負担の適正化を図るものです。

3 財産収入の確保について

(1) 町有地の売却・賃貸の促進、貸付料の見直し

町が所有する土地等について、有効に利用されていないものなど、今後の町としての活用を見極め、売却や賃貸の促進を進め、また、貸付料の見直しを進めます。

国から譲与された法定外公共物（赤線道路）については、利用状況を把握し地元住民への売却を検討します。

4 その他の収入確保について

(1) 信濃町癒しのまちづくり基金（仮称）の創設について

1 基金の目的

信濃町は、町土の73%が森林であり、町での営みは森林との関わりが強く、森林のもたらす恵みを受け、森林とともに暮らしています。

森林の持つ機能は、二酸化炭素の吸収等を通じることにより、地球温暖化防止の役割が期待され、また、水源としての機能などが重要視されているのはもとより、森林の持つエネルギーが癒しの効果があると注目されています。

この森林の力を後世に引き継ぐため、森林を整備し森林とともに暮らす町づくりを目的とする基金を創設します。

2 基金により行う事業

森林の間伐、下草刈り等の森林整備事業、遊歩道整備、森林整備の啓発活動等
森林地区の整備から、町全体への環境美化に関する事業
新エネルギーの普及啓発としての事業その他町の活性化に資する事業

3 基金の積み立て方法

基金設置の目的に賛同いただける者から、1口1,000円（何口でも可能）により、寄附金の用途の指定をしていただき、寄附を受ける。

4 基金の目標額

それぞれの事業を実施するに当たり、必要な費用を目標額とする。

概ね3,000万円

（例示）

除間伐 400万円（40万円/ha×10ha）、町民の森遊歩道整備 300万円、町内美化 500万円、新エネルギーの普及啓発 1,000万円

(2) 住民参加型ミニ市場公募債の検討について

1 発行の目的

町が発行する債券を町民の皆様にご購入いただき、集まった資金をもとに町の事業を行い、町民債の発行を通じて、町民協働の町政を推進するものです。

2 対象事業

若者定住の促進のため、町営住宅の建設など、信濃町の未来を築く若者支援の事業について検討していきます。

信濃町癒しのまちづくり基金（仮称）及び住民参加型ミニ市場公募債の発行については、今回の行財政改革には実施年度等の位置づけは行っていないですが、今後、研究を進める中で、事業の詳細内容、実施年度等は検討していきます。

信濃町の自立に向けた町民協働のまちづくりを進めます

町では、今までの行政主導の政策立案ではなく、住民自身が町政の課題について意見を出し合い、政策の提言を行う10の「プロジェクトチーム」を発足させ、また、提言の早期実現に向け、同チームの代表者等からなる「まちづくり推進会議」による提言をいただきました。

町としては、この提言が実現できるよう、町政のあり方を引き続き住民とともに考え、行政運営を行っていきます。

行財政改革プランの取組方針

1 行財政改革プランの策定

プランの策定に当たっては、議会への説明を行い、行政改革推進委員会の審議をいただき、町民の皆様への説明や意見をお聞きするなど、十分に理解を得ながら決定します。

2 行財政改革プランの実施年度

役場自らの削減を先行します。職員数の削減は段階的に実施し、平成27年度までに達成するとともに、職員人件費の削減や物件費の削減等については、平成18年度から実施します。

町民の皆様の負担増となるものについては、削減内容を十分に議論し、実施していきます。

また、三位一体改革から始まり、地方行財政に対する国、県の動きを注視し、町財政への影響について分析をし、改革の前倒しや更なる改革を実施します。

3 行財政改革プランの実施

今回、行財政改革プランに掲げた改革項目は、職員数の削減に始まり、役場自らにとっても厳しい内容であり、今までの行政運営の手法では対応できないこともあります。

しかしながら、「自立に向けた町民協働のまちづくり」を目指し、強い意思で行財政改革を実施していきます。そのためには、今までの町の行政サービスのあり方について、本来、町がやるべきサービスなのか、地区の皆様にご協力いただくことは何なのか、個人ごとの家でいただくことは何なのかを整理する中で、抜本的な事務事業の見直しを行い、簡素で効率的な町行政を実現します。

組織風土の改革

1 新たな人事評価制度の導入

今年度、職員の人事評価制度を新たに取り入れ、職員の勤務実績や能力等を公正に把握し、その結果を職員の人材育成、人事管理等に活用することにより、職員の資質向上及び公務能率の向上を図り、職員の意識改革に努めます。

この新たな人事評価制度により、職員の意識、士気の上昇、職場の活性化を図り、町のサービスの向上に努めます。

2 事務事業の見直し

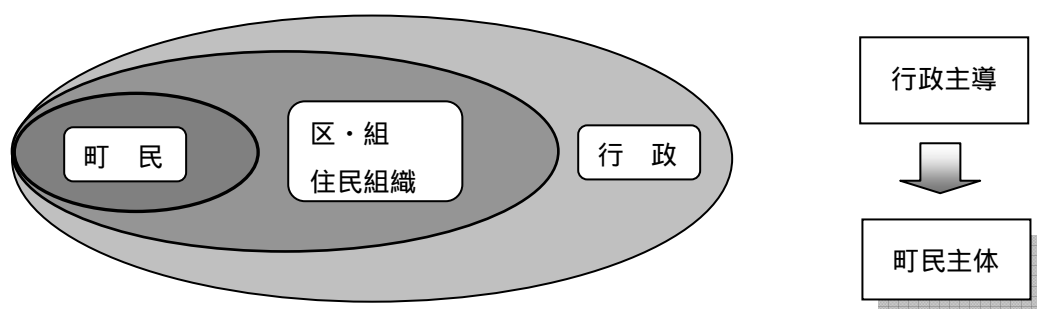
限られた予算の中で真に必要な行政サービスを行うため、常に、事務事業について町民の目線に立って評価し、事務事業の見直しを行うとともに、町の行政サービスについて町民の皆様にはっきり説明するよう努めます。

町民協働のまちづくり

1 自助 - 共助 - 公助による自立した町

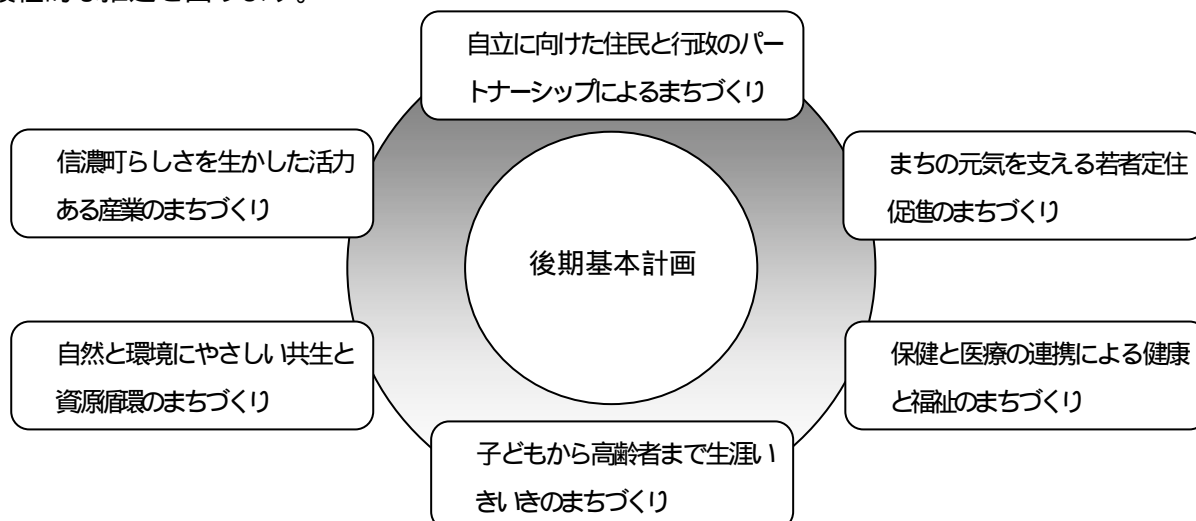
時代背景により肥大化した行政サービスの今後のあり方として、町民個人が解決できないことは地域が補い、地域で解決できないことは行政が補うといった考え方にに基づき、町民協働のまちづくりを進めます。

また、さまざまな住民活動を行いやすくするための環境整備を行い、町民の皆様が気軽に地域のためのボランティア活動に参加していただけるよう取り組みます。



2 まちづくり推進プラン

町では、後期基本計画を定め、6つの視点から「まちづくり推進プラン」として施策を位置づけ、積極的な推進を図ります。



1 小学校適正配置の検討

少子化が進む中で、適正規模の学校運営のあり方や教育環境の整備等に対して、小学校適正配置検討委員会によって、学校・保育所保護者懇談会、地域住民懇談会を行い、更に町議会議員懇談会、教育関係者懇談会を踏まえて、将来を見据えての意見、提案を今年度中に取りまとめる予定です。

2 保育所のあり方の検討

小学校の適正配置の議論を踏まえ、育児支援体制の充実を図るために、保育所のあり方について幅広く関係者の意見を聞きながら検討していきます。

自立のための国、県に制度改正を求めます

国と地方の関係は、平成 12 年の地方分権一括法の施行により、上下主従の関係から対等協力の関係になったとはいえ、三位一体改革における税源移譲や地方交付税の問題については、国の財政難を地方に転嫁するかのような内容であります。自立に向けた町民協働のまちづくりを進めるうえで、地方交付税制度の機能を保持し、地方が自主的に住民サービスを提供できるような財源の確保が必要となります。

町では、地方交付税の安定的確保等について、県内市町村と連携のもと県、国へ求めるとともに、地域の実態にあった行政サービスを行えるよう、国、県へ制度の改正を求めるなど、信濃町の自治について情報を発信していきます。

信濃町役場町づくり推進室
〒389-1392
長野県上水内郡信濃町大字柏原 428-2
TEL 026-255-5920
FAX 026-255-6103
E-mail suishin@town.shinanomachi.nagano.jp